

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和2年1月31日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和2年1月31日（金）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

財政課 津々木課長、元田主査

3 件名

「使用料・利用料金の減免制度の見直し」に伴う結果と今後の対応について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・今回の「障がい者への使用料・利用料金の免除」によって、障がい者の利用は増えたのか。
 →今までは、障がい者の利用件数の記録をとっていたわけではないのでわからない。
 使用料・利用料金は、介助者も免除としているが、少なくとも、現時点でこれだけの人が利用している結果である。

・市民プールは、のべ1,000人以上が利用しているが、どのような状況か。
 →減免の件数は指定管理者が毎日把握しているが、担当の生涯学習課と財政課の想定をはるかに超える件数であった。
 免除対象者は、市民と市外で半々であるが、市外の利用料金は市民の利用料金と比べて高いため、減免金額の1/3が市内、2/3が市外となっている。次の見直しまでは現行の基準のままとするが、次回の使用料・利用料金の見直しの際には、市外の者を免除とするか、減額とするかの検討は必要だと考える。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部財政課

件名	「使用料・利用料金の減免制度の見直し」に伴う結果と今後の対応について																				
内容	<p>【経緯】 使用料・手数料とは特定の行政サービスを利用する者が、その受益の範囲内で対価を負担するものであるが、使用料・利用料金の減免については、市の統一した基準のないまま、それぞれの使用料ごとに実施してきた。 そこで、受益者負担の公平性の観点から、使用料・利用料金の減免制度を見直し、新たな減免基準のもとで、平成31年4月から使用料・利用料金の減免を行っている。(自転車等駐車場使用料は、令和元年7月から適用)</p> <p>【結果：減免の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 統一した基準により減免を見直した減免額は、前年度と大きな変化なし。 新たに減免を拡充した「障がい者への使用料・利用料金の免除額」 (令和元年12月末現在) <table border="0" data-bbox="375 862 1276 974"> <tr> <td>プラネタリウム</td> <td>のべ</td> <td>188人</td> <td>52,970円</td> <td>(使用料)</td> </tr> <tr> <td>市民プール</td> <td>のべ</td> <td>1,075人</td> <td>498,700円</td> <td>(利用料金)</td> </tr> <tr> <td>運動公園(個人利用)</td> <td>のべ</td> <td>55人</td> <td>33,000円</td> <td>(利用料金)</td> </tr> </table> <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年11月5日開催の行政経営戦略会議で決定した指定管理料の調整方法に基づき、指定管理料の調整の必要性について検討した結果、利用料金収入に大きな影響が生じた市民プールのみ指定管理料を増額し、その他の施設の利用料金収入における影響は小さかったことから、指定管理料の調整は行わないこととした。 市民プールの指定管理料の調整は、指定期間が終了する令和4年度分まで、毎年度の減免の確定額で行う。 						プラネタリウム	のべ	188人	52,970円	(使用料)	市民プール	のべ	1,075人	498,700円	(利用料金)	運動公園(個人利用)	のべ	55人	33,000円	(利用料金)
プラネタリウム	のべ	188人	52,970円	(使用料)																	
市民プール	のべ	1,075人	498,700円	(利用料金)																	
運動公園(個人利用)	のべ	55人	33,000円	(利用料金)																	
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	令和元年9月末の利用料金の減免実績に基づき、指定管理料の調整の是非について関係各課と協議済																				
スケジュール	令和2年3月議会 補正予算案(今年度分の市民プール指定管理料の増額)の提出																				
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)															
	条例規則	無		報道発表	無																
	議会説明	無		広報・HP等	無																
	市民参加	無																			
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで																				
参考情報	関係法令等	白井市使用料条例ほか																			
	関係課	白井市使用料条例で規定しない個々の条例で定める使用料や利用料金の施設担当課																			
	事業費	0千円(うち特定財源) 0千円)																			